



平成21年10月から始まります！

個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度

■導入の経緯

今後の高齢化社会の公的年金受給者の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、**平成21年10月より**住民税の公的年金等からの特別徴収（天引き）制度が始まります。

■特別徴収の対象者

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた方であって、**平成21年4月1日現在**で、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている**65歳以上**の方です。

ただし、次の方については対象となりません。

- ①当該年度の老齢基礎年金額が18万円未満である方。
- ②当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える方。
- ③介護保険料が年金から引き落としされていない方。

■特別徴収の対象税額

年金から特別徴収（天引き）されるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの天引き、または納付書で納めていただくことになります。

※各事業所において、給与から天引きされる住民税額には、年金所得に係る分の住民税額が含まれていませんのでご留意下さい。

■特別徴収の対象年金

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等です。

障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

■特別徴収の方法

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。

そのため、平成21年度の年金所得に係る住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に納付書で納めていただくことになります。

21年 月	納付書で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
	6月（1期）	8月（2期）	10月	12月	2月
税 額	年税額の1 / 4		年税額の1 / 6		
22年目以降 月	年金から引き落とし（特別徴収）				
	4月	6月	8月	10月	12月
税 額	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残り1 / 3ずつ	

この制度は、個人住民税のお支払い方法を変更するものであり、これにより新たな負担は生じません。

なお、毎年6月上旬に送付されていた納税通知書については、特別徴収に係る対象者情報の確認及び処理が5月25日以降に行われることから、6月中旬の発送となりますのでご了承願います。

- 問い合わせ先／
- 役場本庁税務課課税係 ■ 0137-84-5111
 - 瀬棚総合支所総務税務課税務係 ■ 0137-87-3311
 - 大成総合支所総務税務課税務係 ■ 01398-4-5511

▶ 野外焼却（野焼き） 禁止 不法投棄 ◀

●家庭から出たゴミ、会社から出たゴミなどゴミの種類にかかわらず、野外での焼却は禁止されています。野外焼却は、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因になります。

●ゴミを処分する場合には、一般家庭であれば所定のゴミ袋に入れてゴミステーションへ、会社であれば業者へ委託するなどして野外焼却は絶対にやめましょう。

●公共の河川や道路はもとより、他人の山林や田畑などへ廃棄物を捨てたり、放置することは禁止されています。

●不法投棄は、単に美観を損ねるだけでなく、環境汚染を招くことから廃棄物処理法で厳しく禁止されています。



法律に違反した場合は、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」に処せられます。町民が環境に対する意識とゴミに対する責任を持ち「クリーンアップせたま」の推進に努めましょう。

- 問い合わせ先／
- ・町民児童課環境衛生係 ■ 0137-84-5111
 - ・瀬棚総合支所総務税務課環境衛生係 ■ 0137-87-3311
 - ・大成総合支所町民福祉課環境衛生係 ■ 01398-4-5511

季節労働者の皆さんの通年雇用を応援します！ 季節労働者通年雇用促進支援事業

●季節労働者向け事業

- ・教育訓練等資格取得経費の10分の3助成（受託期間中常時）
- ・協議会に登録された季節労働者就職について求人開拓（受託期間中常時）
- ・雇用相談窓口の開設（平成21年12月～平成22年3月まで相談日を設けます。）
- ・通年雇用化意識啓発セミナー開催（平成22年1月予定）
- ・玉掛、小型移動式クレーン等の運転技能講習の実施（平成22年1月～2月予定）

●事業所向け事業

- ・新分野進出セミナー開催（平成21年10月予定）
- ・通年雇用支援セミナー開催（平成21年11月～12月予定）

●その他雇用促進の支援事業

*日程等の詳細については随時、チラシや広報等でお知らせします。

■問い合わせ先／ 渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会 ■0137-64-3355

平成21年度
主な事業計画

中小・小規模企業を全力あげて応援します！！

●資金繰り支援をさらに拡充します。

- ・緊急保証の枠を20兆円から、さらに30兆円にまで拡大します。
- ・セーフティネット貸付の枠を10兆円から、15.4兆円にまで拡大します。（うち、商工中金の危機対応業務は、0.9兆円から3.3兆円にまで拡大）
- ・小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の返済期間、融資限度額を拡充します。

●ものづくり・販路拡大などを応援します。

- ・ものづくり中小企業の有する、基盤技術の高度化に対する支援を強化します。

●商店街の取組を応援します。

- ・空き店舗を活用した託児所の設置など、社会課題に対応する取組を支援します。

●雇用維持に取り組む中小・小規模企業を支援します。

- ・雇用調整助成金の支給の迅速化・簡素化を推進しています。
- ・中小企業庁が実施する、人材確保・育成のための「実践型研修」は、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の対象となります。

●経済危機対策における税制改正

- ・交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人の定額控除限度額を、400万円から600万円に引き上げ、交際費課税を軽減します。

■問い合わせ先／ 北海道経済産業局 中小企業課 ■011-709-1786

新たな経済
対策を決定！